

厚生労働省発健 0331 第 17 号
平成 28 年 3 月 31 日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 市長
中 核 市 市 市長
政 令 市 市 市長
特 別 区 区 市長
公益財団法人結核予防会理事長
公益財団法人放射線影響研究所理事長
日 本 赤 十 字 社 社長 } 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和 62 年 7 月 30 日厚生省発健医第 179 号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は医療法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正部分

改 正 後		現 行	
別 紙	別 紙	別 紙	別 紙
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱		保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	
昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚生省 発 健 医 第 1 7 9 号		昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚生省 発 健 医 第 1 7 9 号	
最終改正 〔厚生労働省発健0331第17号〕 平成 2 8 年 3 月 3 1 日		最終改正 〔厚生労働省発健0409第1号〕 平成 2 7 年 4 月 9 日	
1 ～ 2 (略)	1 ～ 2 (略)	1 ～ 2 (略)	1 ～ 2 (略)
(交付の対象)		(交付の対象)	
3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(26の2)、(26)、(26の2)、(31の2)については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。		3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(26の2)、(26)、(26の2)、(31の2)については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。	
(1) ～ (6) (略)		(1) ～ (6) (略)	
(7) 平成15年6月26日食発第 0626002号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「市場衛生検査所設備等整備事業について」の別紙「市場衛生検査所設備等整備事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が設置する市場衛生検査所の設備整備事業		(7) 平成15年6月26日食発第 0626002号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「市場衛生検査所設備等整備事業について」の別紙「市場衛生検査所設備等整備事業実施要綱」により都道府県及び政令市が設置する市場衛生検査所の設備整備事業	
(8) ～ (24) (略)		(8) ～ (24) (略)	

改正後	現行
(25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業 (25の2) 感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業 (26) ～ (29) (略) (30) 平成12年7月18日健発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼科あつせん機関設備整備事業について」の別紙「眼科あつせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼科あつせん機関の設備整備事業 (31) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業 (31の2) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業 (削除) (32) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業	(25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業 (25の2) 感染症法第60条の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業 (26) ～ (29) (略) (30) 平成12年7月18日健発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼科あつせん機関設備整備事業について」の別紙「眼科あつせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼科あつせん機関の設備整備事業 (31) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業 (31の2) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業 (31の3) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が設置する保健所が行う設備整備事業（厚生労働本省において平成26年度から平成27年度へ予算を明許繰越した事業に限る） (32) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業について」の別紙「精神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、医療法第31条に規定する公的医療機関、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業

改正後	現行
(33)～(38) (略) 4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。 ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) (略) (2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)及び(37)の設備整備事業 (ア)～(ウ) (略) イ 3の(17)、(24)、(28)及び(29)の設備整備事業 (ア) 第3表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額を交付額とする。 ウ～カ (略)	(33)～(38) (略) 4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。 ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) (略) (2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(31の3)、(33)、(34)、(35)、(36)及び(37)の設備整備事業 (ア)～(ウ) (略) イ 3の(17)、(24)、(28)及び(29)の設備整備事業 (ア) 第3表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (ア)により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ウ～カ (略)

改正後					現行				
第1表～第2表 (略)					第1表～第2表 (略)				
第3表					第3表				
1 区分 (略)	2 種目 (略)	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	5 補助率 (略)	1 区分 (略)	2 種目 (略)	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	5 補助率 (略)
食肉衛生検査所	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉衛生検査所の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1	食肉衛生検査所	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉衛生検査所の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1
	牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット 108,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (2)採材用シリンドー 3,570円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症(BSE)検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10	牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費	牛海綿状脳症(BSE)検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット 90,720円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (2)採材用シリンドー 3,240円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症(BSE)検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10
その他	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉の衛生確保のために必要な検査機器の備品購入費	3分の1	その他	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉の衛生確保のために必要な検査機器の備品購入費	3分の1

改 正 後					現 行				
1 区分 (略)	2 種目 (略)	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	5 補助率 (略)	1 区分 (略)	2 種目 (略)	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	5 補助率 (略)
特定感染症指定医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数	特定感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	定 額	特定感染症指定医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大臣の認めた病床数	特定感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	定 額
(略)	その他 の設備 費	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定感染症指定医療機関における新感染症等の重症患者への集中治療体制の強化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	定 額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第 4 表 (略)

6 (略)

第 4 表 (略)

6 (略)

改正後	現行
(交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) ～ (12) (略) (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。 (14) ～ (17) (略) 8 ～ 14 (略)	(交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) ～ (12) (略) (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。 (14) ～ (17) (略) 8 ～ 14 (略)

【(4) 以(5) 3】 聖野古家

〔62/E31〕 平野市史

改 正 後			現 行			
別表 1 の 2（都市部における 1 ㎡当たりの基準単価） (単位：円)			別表 1 の 2（都市部における 1 ㎡当たりの基準単価） (単位：円)			
都道府県別	施設種別	難病相談支援センター		施設種別	難病相談支援センター	
	構 造 別	鉄筋及び木造	ブロック		鉄筋及び木造	ブロック
	青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄	(182,200) 186,100	(159,400) 163,000		青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄	(175,700) 182,200
	北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島	(173,500) 177,200	(151,800) 155,200		北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島	(167,300) 173,500
	栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎	(164,700) 168,400	(144,300) 147,400		栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎	(158,900) 164,700
徳島、愛媛、福岡、大分	(156,100) 159,500	(136,600) 139,700	徳島、愛媛、福岡、大分	(150,600) 156,100	(131,800) 136,600	
(注) 平成 2 7 年度からの継続事業については上段（ ）書きの単価を適用し、平成 2 6 年度からの継続事業については平成 2 6 年度の単価を適用する。			(注) 平成 2 6 年度からの継続事業については上段（ ）書きの単価を適用し、平成 2 5 年度からの継続事業については平成 2 5 年度の単価を適用する。			
別表 1 の 3（冷暖房設備工事費：1 ㎡当たりの基準単価） (単位：円)			別表 1 の 3（冷暖房設備工事費：1 ㎡当たりの基準単価） (単位：円)			
暖房設備工事費		冷房設備工事費	暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費	
(13,700) 14,000		(19,300) 19,700	(13,300) 13,700		(23,200) 24,100	
(注) 平成 2 7 年度からの継続事業については上段（ ）書きの単価を適用し、平成 2 6 年度からの継続事業については平成 2 6 年度の単価を適用する。			(注) 平成 2 6 年度からの継続事業については上段（ ）書きの単価を適用し、平成 2 5 年度からの継続事業については平成 2 5 年度の単価を適用する。			

改正後		現行																			
別表 1 の 4 (浄化槽設備工事費基準単価) (単位：円)		別表 1 の 4 (浄化槽設備工事費基準単価) (単位：円)																			
<table><tr><td>難病相談支援センター</td></tr><tr><td>(33, 100)</td></tr><tr><td>33, 900</td></tr></table>		難病相談支援センター	(33, 100)	33, 900	<table><tr><td>難病相談支援センター</td></tr><tr><td>(31, 900)</td></tr><tr><td>33, 100</td></tr></table>		難病相談支援センター	(31, 900)	33, 100												
難病相談支援センター																					
(33, 100)																					
33, 900																					
難病相談支援センター																					
(31, 900)																					
33, 100																					
(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。 2. 平成 27 年度からの継続事業については上段 () 書きの単価を適用し、平成 26 年度からの継続事業については平成 26 年度の単価を適用する。		(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。 2. 平成 26 年度からの継続事業については平成 25 年度の単価を適用する。																			
別表 1 の 5 (都市部における冷暖房設備工事費：1 m ² 当たりの基準単価) (単位：円)		別表 1 の 5 (都市部における冷暖房設備工事費：1 m ² 当たりの基準単価) (単位：円)																			
<table><tr><td>暖房設備工事費</td><td>冷房設備工事費</td><td>冷暖房設備工事費</td></tr><tr><td>(14, 400)</td><td>(20, 300)</td><td>(25, 300)</td></tr><tr><td>14, 700</td><td>20, 700</td><td>25, 800</td></tr></table>		暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費	(14, 400)	(20, 300)	(25, 300)	14, 700	20, 700	25, 800	<table><tr><td>暖房設備工事費</td><td>冷房設備工事費</td><td>冷暖房設備工事費</td></tr><tr><td>(14, 000)</td><td>(19, 500)</td><td>(24, 400)</td></tr><tr><td>14, 400</td><td>20, 300</td><td>25, 300</td></tr></table>		暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費	(14, 000)	(19, 500)	(24, 400)	14, 400	20, 300	25, 300
暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費																			
(14, 400)	(20, 300)	(25, 300)																			
14, 700	20, 700	25, 800																			
暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費																			
(14, 000)	(19, 500)	(24, 400)																			
14, 400	20, 300	25, 300																			
(注) 平成 27 年度からの継続事業については上段 () 書きの単価を適用し、平成 26 年度からの継続事業については平成 26 年度の単価を適用する。		(注) 平成 26 年度からの継続事業については上段 () 書きの単価を適用し、平成 25 年度からの継続事業については平成 25 年度の単価を適用する。																			
別表 1 の 6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価) (単位：円)		別表 1 の 6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価) (単位：円)																			
<table><tr><td>難病相談支援センター</td></tr><tr><td>(34, 800)</td></tr><tr><td>35, 600</td></tr></table>		難病相談支援センター	(34, 800)	35, 600	<table><tr><td>難病相談支援センター</td></tr><tr><td>(33, 500)</td></tr><tr><td>34, 800</td></tr></table>		難病相談支援センター	(33, 500)	34, 800												
難病相談支援センター																					
(34, 800)																					
35, 600																					
難病相談支援センター																					
(33, 500)																					
34, 800																					
(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。 2. 平成 27 年度からの継続事業については上段 () 書きの単価を適用し、平成 26 年度からの継続事業については平成 26 年度の単価を適用する。		(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた 1 日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。 2. 平成 26 年度からの継続事業については上段 () 書きの単価を適用し、平成 25 年度からの継続事業については平成 25 年度の単価を適用する。																			
別表 2 (略)	別表 2 (略)	別表 2 (略)	別表 2 (略)																		
別紙様式 1 ～ 別紙様式 8 (略)	別紙様式 1 ～ 別紙様式 8 (略)	別紙様式 1 ～ 別紙様式 8 (略)	別紙様式 1 ～ 別紙様式 8 (略)																		